

事業者数及び車両数

令和3年3月31日

現在

支局名		一般								特定		合計		貨物軽自動車
		一般		(特別積合せ)		霊柩		計		管内	その他	管内	その他	
		管内	その他	(管内)	(その他)	管内	その他	管内	その他					
茨城	事業者数	201	488	4	9	156	3	204	0	1	204	492	3,249	
	車両数	2,273	1,592	41	17	2,429	17	1,609	0	10	2,429	1,609	5,993	
栃木	事業者数	36,630	8,543	9	108	418	24	37,048	0	0	37,048	8,577	5,993	
	車両数	123	321	4	11	139	2	1,219	1	0	1,220	323	2,211	
群馬	事業者数	1,080	1,679	4	134	345	0	1,679	1	0	1,679	1,679	4,295	
	車両数	18,475	6,194	27	161	345	3	18,820	1	0	18,821	6,197	4,295	
埼玉	事業者数	101	264	2	15	129	5	1,286	0	1	1,286	270	2,361	
	車両数	1,157	2,038	61	0	2,038	0	2,038	0	0	2,038	2,038	4,007	
千葉	事業者数	21,654	5,121	176	43	345	7	21,999	0	19	21,999	5,147	4,007	
	車両数	352	824	20	41	262	20	3,701	2	0	3,703	844	19,728	
東京	事業者数	3,439	9,760	76	279	788	31	62,546	7	0	62,553	22,260	20,566	
	車両数	61,758	22,229	76	279	788	31	62,546	7	0	62,553	22,260	20,566	
神奈川	事業者数	286	1,149	6	23	258	12	2,490	4	9	2,494	1,170	11,620	
	車両数	2,232	4,436	142	0	4,436	0	4,436	17	17	4,453	4,453	3,488	
山梨	事業者数	40,677	20,573	12	78	661	93	41,338	66	63	41,404	20,729	16,545	
	車両数	211	295	33	11	330	10	5,336	15	0	5,351	305	25,052	
静岡	事業者数	5,006	7,319	44	3	901	19	93,209	184	0	93,393	7,056	39,453	
	車両数	92,308	7,037	44	3	901	19	93,209	184	0	93,393	7,056	39,453	
岐阜	事業者数	373	744	9	27	270	24	2,838	5	0	2,843	768	16,198	
	車両数	2,568	3,235	173	4	3,239	4	3,239	5	0	3,239	3,239	4,445	
長野	事業者数	59,451	10,370	17	70	759	71	60,210	33	0	60,243	10,441	25,830	
	車両数	26	46	3	2	45	0	540	0	0	540	46	1,228	
富山	事業者数	495	758	29	1	759	1	759	0	0	759	759	1,974	
	車両数	6,958	1,027	19	4	131	0	7,089	0	0	7,089	1,027	1,974	
合計	事業者数	1,673	4,131	81	147	1,589	76	19,839	27	11	19,866	4,218	81,647	
	車両数	18,250	30,817	380	746	4,348	248	342,259	291	92	342,550	81,434	118,663	

注1. 「霊柩」欄の事業者数には霊柩専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。

注2. 「管内」欄には、当該運輸局（総合事務局を含む、以下同じ）管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上する。

注3. 「その他」欄の下段には、注2の事業者が当該運輸局管内の他の支局内に営業所が存する場合、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。

また、上段には、当該運輸局管外に主たる事務所を有している事業者が当該運輸局管内の支局内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。

注4. 「（特別積合せ）」欄の事業者数及び車両数は、「一般」の欄の内数とする。また、車両数については運行車数を計上する。

注5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄の事業者数及び車両数は3段書きとし、上段は（ ）書きで軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を、中段は< >書きでバイク便の事業者数及び車両数を、下段は軽霊柩及びバイク便以外の事業者及び車両数とし、全て外書きとする。